### Press Release

報道関係者各位

平成29年9月29日

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 宇尾野 秀明 室 長 補 佐 八子 理子

匝 025-288-3511 (夜間) 025-250-5427

# 改正育児・介護休業法が10月1日から施行されます!

~ 保育園に入所できない場合、子が 2 歳になるまで育児休業の取得が可能となります ~

育児・介護休業法(以下「法」という。)が平成29年3月31日に改正され、10月1日より施行されます。この改正により、保育園等に入れない場合、最長2歳まで育児休業の再延長が可能となるほか、育児休業等の制度を個別に周知すること、育児目的休暇の設置が新たに事業主の努力義務として創設されました(資料No.1)。

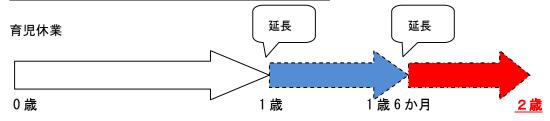
新潟労働局(局長 楪葉 伸一)では、以下の取組を通じて事業主、労働者に対して法の周知を行い、職場における仕事と家庭の両立のための制度の促進とその制度を利用しやすい環境づくりを支援していきます。

#### 【新潟労働局の取組】

- 1 事業主への訪問指導、集団指導による改正法の周知、規定整備指導
- 2 事業主からの就業規則(育児・介護休業規定等)の点検等相談対応
- 3 中小企業を対象とする両立支援助成金の周知(資料No.2)
- 4 男性の育児休業取得促進(助成金活用)(新潟市版 資料No.3 柏崎市版 資料No.4)

## 改正育児・介護休業法のポイント(平成 29 年 10 月 1 日施行)

① 子が最長2歳に達するまで育児休業が取得可能に



- ●子が1歳6か月以後も、保育園に入れない等の場合には、会社に申し出ることにより、育児 休業期間を最長2歳まで再延長が可能。
- ●育児休業給付金の給付期間も2歳まで。→詳細はハローワーク
- ② 子供が生まれる予定の従業員などに個別に育児休業等の制度(休業中の待遇や労働条件)を知らせる努力義務の創設
- ③ 未就学児を育てる従業員に対し、育児目的休暇を設ける努力義務の創設 ○育児目的休暇の例・・・配偶者出産休暇、入園式など子の行事参加のための休暇

### 【添付資料】

- 1 保育園などに入れない場合 2歳まで育児休業が取れるようになります!
- 2 両立支援等助成金(平成29年度)
- 3 男性の育児休業を支援します! (新潟市版)
- 4 男性の育児休業を支援します! (柏崎市版)

事業主のみなさん

働くみなさん

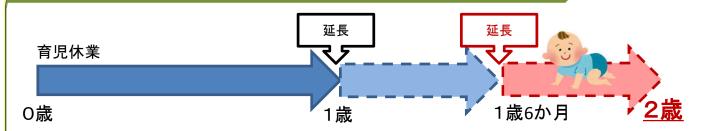
# 保育園などに入れない場合

# 2歳まで管児体質が取れるようになります!

~ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ~

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります。** またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを 進めます。

# 改正内容①:最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



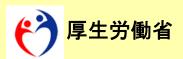
- ●1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、 会社に申し出ることにより、<u>育児休業期間を最長2歳まで再延長</u>できます。
- ●育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



# 改正内容②:子どもが生まれる予定の方などに育児休業等 の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産 したこと等を知った場合に、その方に<u>個別に</u> 育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後 の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が 創設されます。





## 改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

<u>未就学児</u>を育てながら働く方が子育てしやすいよう、 <u>育児に関する目的で利用できる休暇制度</u>を設ける 努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例) 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページで ご確認ください。

■厚生労働省ホームページ■

027-896-4739 ●静岡

048-600-6210 ●愛知

043-221-2307 ●三重

●群馬

●埼玉

●千葉

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

#### ●北海道 011-709-2715 ●東京 087-811-8924 03-3512-1611 ●滋賀 077-523-1190 ●香川 ●青森 017-734-4211 ●神奈川 045-211-7380 ●京都 075-241-3212 ●愛媛 089-935-5222 ●岩手 019-604-3010 ●新潟 025-288-3511 ●大阪 06-6941-8940 ●高知 088-885-6041 ●宮城 022-299-8834 ●富山 076-432-2740 ●兵庫 078-367-0820 ●福岡 092-411-4894 ●秋田 018-862-6684 ●石川 076-265-4429 ●奈良 0742-32-0210 ●佐賀 0952-32-7167 ●山形 023-624-8228 ●福井 0776-22-3947 ●和歌山 073-488-1170 ●長崎 095-801-0050 ●福島 024-536-2777 ●山梨 055-225-2851 ●鳥取 0857-29-1709 ●熊本 096-352-3865 ●茨城 029-277-8295 ●長野 026-223-0560 ●島根 0852-31-1161 ●大分 097-532-4025 ●栃木 028-633-2795 ●岐阜 058-245-1550 ●岡山 086-225-2017 ●宮崎 0985-38-8821

054-252-5310 ●広島

052-219-5509 ●山口

059-226-2318 ●徳島

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

099-223-8239

098-868-4380

082-221-9247 ●鹿児島

083-995-0390 ●沖縄

088-652-2718

#### 等 金 助 成 面 立

#### 1 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させ た事業主に助成します。

◆ 支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業です。

2人目以降:14.25万円

◆ 過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている企業は対象外です。

◆ 支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】 ●中小企業 取組及び育休1人目

●大企業 取組及び育休1人目 :28.5万円

2人目以降:14.25万円

### 2 介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うため の勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行って、介護休業または介護制度の利用があった事業主に支給しま

【支給額】 ●中小企業 介護休業の利用:57万円

介護休業の利用:38万円 ●大企業 介護制度の利用:19万円

介護制度の利用:28.5万円

#### 3 育児休業等支援コース

#### I 育休取得時·職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成

◆ 1企業につき2人まで(無期雇用者1人、有期契約労働者1人)

【支給額】 無期雇用者、有期契約労働者それぞれ1人について、以下の通り支給

育休取得時 : 28.5万円

職場復帰時 : 28.5万円 育休取得者の職場支援の取組をした場合:19万円 職場復帰時に加算

#### Ⅱ 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上 雇用した中小企業事業主に助成します。

支給対象労働者1人当たり :47.5万円 【支給額】

支給対象労働者が有期契約労働者の場合:9.5万円加算

【支給対象期間】5年間以内

【上限人数】 1年度当たり10人まで

※1人目の対象労働者が原職等に復帰後6か月を経過するまでに、次世代法に基づく「くるみん認定」を受けると平成37年3月31日までに延べ50人ま で対象となります。

#### 4 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処 遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

【支給額】 ●中小企業 再雇用1人目 :38万円 ●大企業 再雇用 1人目 : 28.5万円

再雇用2~5人目:19万円

※上記の額を継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

#### 5 女性活躍加速化助成金コース

女性活躍推進法(※)に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容(以下 「取組目標」)、長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組 を実施して「取組目標」を達成した中小企業事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

【助成金の種類】 ● 加速化Aコース

「取組目標」を達成した中小企業事業主(労働者300人以下) 支給額:28.5万円(1企業1回限り)

加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主 支給額:28.5万円(1企業1回限り) 女性管理職比率が基準値以上に上昇 支給額:中小企業:47.5万円 大企業:28.5万円

※ 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)に基づいた取組

再雇用2~5人目:28.5万円

自社の女性の活躍に関する状況把握(基礎項目、選択項目)、課題分析を行い、課題分析を踏まえた行動計画の策定、策定した行動計画の社内周 知及び外部への公表、労働局への届出、女性の活躍に関する状況の情報の公表を行う。



本チラシにある助成金のお問合せは、 **新潟労働局雇用環境・均等室へ**  電話025-288-3528 FAX025-288-3513 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階

【受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)】

### 職場環境の改善に取り組む事業主の皆さまへ

### 業務 改善助 成金(最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業)

中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

① 賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者(雇入れ後6か月を経過していること)の賃金を40円以上引き上げる計画を作成して実施。他にも時間給1,000円未満の労働者の賃金を60円以上引き上げるコース等があります。

② 業務改善計画

業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、実施します。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など社会通念上当然に必要となる経費は除きます。 【支給額】

時間給800円未満、40円以上引き上げの場合、上記②の改善に要した経費の10分の7(上限70万円)。なお、 常時使用する労働者の数が30人以下の企業は 経費の4分の3。他のコースも助成率や上限額が別途定めあり。

### 職場意識改善助成金

#### 1 所定労働時間短縮コース

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており(特例措置対象事業場)、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主で、所定労働時間の短縮に取組み、成果が期待できる場合に助成します。

※特例対象事業場

【支給額】 上限額:50万円 (補助率:3/4) 労働者10名未満の①商業、②保健衛生業、③接客娯楽業、④映画・演劇業

#### 2 時間外労働上限設定コース

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度期間(限度基準※)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主で、時間外労働の上限設定に取組み、成果が期待できる場合に助成します。

- ・それらの事業所において、これまでに特別条項を廃止したことがある場合は除く。
- ・告示に定める適用除外の事業又は業務を行う事業主は除く。

【支給額】 上限額:50万円(補助率:3/4)

#### 3 職場環境改善コース

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主に助成します。

【支給額】 上限額:67万円 ~ 100万円 (補助率:1/2 ~ 3/4)

#### 4 勤務間インターバル導入コース

労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

【支給額】 9時間以上11時間未満 新規導入:40万円 時間延長·適用拡大:20万円 11時間以上 新規導入:50万円 時間延長·適用拡大:25万円

### 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または資本の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※生産性要件による助成の割増について

当リーフレットに掲載した助成金(「職場意識改善助成金」を除く)については、申請する事業所が、決算書類等より算定した「生産性要件」を満たした場合に助成の割増を行います。



上記助成金のお問合せは、

新潟労働局雇用環境・均等室へ

電話025-288-3527 FAX025-288-3513 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階

【受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)】 H29.4

# 【新潟労働局の助成金】

# 男性の育児休業を支援します!

# 出生時両立支援コース

- <助成額>
- 一年度、1事業所当たり1人まで
- ①最初に支給決定を受ける事業主(対象労働者1人目) <> 内は生産性要件を満たした場合
  - ○中小企業事業主 57万円 < 72万円 > ○中小企業事業主以外 28.5万円 < 36万円 >
- ② ①の翌年度以降に育児休業取得者が生じた事業主(対象労働者2人目以降) 14.25万円<18万円> 〈支給要件〉
- □子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業取得者がいる事業所
- ※支給対象男性労働者の育児休業開始前3年以内に上記の育児休業を取得した男性労働者がいないこと
- □平成28年4月1日以降、男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのため、制度の周知、管理職研修、管理職による取得勧奨等の取組を実施
- □就業規則等で育児休業制度、短時間勤務制度を整備
- □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出ていること 〈申請期限〉
- ●対象労働者の育児休業の開始日から起算して、連続14日(中小企業は連続5日)を 経過する日の翌日から2か月以内

### 【申請先・問い合わせ先】

新潟労働局雇用環境·均等室

〒9950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 TEL: 025-288-3528 新潟労働局ホームページアドレス http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

### ◆生産性要件とは◆

生産性を向上させた企業が雇用関係助成金を利用する際、助成額が増額加算される制度です。

- (1)助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、3年前と比べて6%以上伸びていること
- (2)「生産性」の計算式 営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃貸料+租税公課

生産性=

雇用保険被保険者数

# 新潟県

# イクメン応援宣言企業 (※) 向け 男性の育児休業取得促進助成金

### <助成額>

- ○育児休業取得1回につき、事業主及び労働者に各5万円
- <交付条件>
- □イクメン応援宣言企業として県に登録されていること
- □「男性育児休業等応援宣言文」で連続14日以上の育児休業取得の推奨を明記していること
- □就業規則等による育児休業制度を整備していること
- □県内事業所勤務の男性労働者に出生後8週間以内に開始する 連続14日以上の育児休業を取得させ、復帰後1か月以上雇用 継続していること
- □「育児休業に関する体験記」を県に提出していること

### <対象・申請期間>

- ●平成29年4月1日~平成30年2月28日の間に育児休業から復帰したケースが対象
- ●対象となる労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日から 1か月以内、又は、申請可能期間開始日の属する年度の3月31 日のうち、いずれか早い時期までに申請が必要
  - (※) イクメン応援宣言企業とは:

男性労働者が育児参加しやすい職場づくりに取り組む企業として県に登録された 企業 → 登録制度の詳細や申請方法は イクメン応援 新潟県 検索

### 【申請先・問い合わせ先】

**★ 新潟県産業労働観光部労政雇用課** 

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL:025-280-5260

イクメン助成金 新潟県

検索

# 新潟市

### 男性の育児休業取得奨励金

### <助成額>

- ○10日以上育児休業を取得した男性労働者 10万円
- ○上記労働者を雇用する事業主(1回限り) 30万円
- ※国の出生時両立支援助成金の対象となる事業主は除く

### <支給要件>

- □新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること
- □雇用保険の適用事業主で、就業規則等に育児休業制度を整備
- □上記事業所に雇用されている新潟市在住の男性労働者が、養育する3歳未満の子に対して、勤務を要しない日を除いて連続する10日以上の育児休業を取得し、復帰後1か月以上継続勤務していること
- □800字程度の育児休業体験記を提出すること
- □市が行う啓発活動に協力すること、また、市が行う男女共同参画 推進に関する職場研修会を実施すること
- □市税の未納がないこと

### 【申請先・問い合わせ先】

### ★新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通

1 - 602 - 1

TEL: 025-226-1061

新潟市 男の育休奨励金

検索



マンガ・アニメのまち にいがた

# 【新潟労働局の助成金】

# 男性の育児休業を支援します!

# 出生時両立支援コース

- <助成額>
- 一年度、1事業所当たり1人まで
- ①最初に支給決定を受ける事業主(対象労働者1人目) <> 内は生産性要件を満たした場合
  - ○中小企業事業主 57万円<72万円> ○中小企業事業主以外 28.5万円<36万円>
- ② ①の翌年度以降に育児休業取得者が生じた事業主(対象労働者2人目以降) 14.25万円 < 18万円> < 支給要件>
- □子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業取得者がいる事業所
- ※支給対象男性労働者の育児休業開始前3年以内に上記の育児休業を取得した男性労働者がいないこと
- □平成28年4月1日以降、男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのため、制度の周知、管理職研修、管理職による取得勧奨等の取組を実施
- □就業規則等で育児休業制度、短時間勤務制度を整備
- □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出ていること <申請期限>
- ●対象労働者の育児休業の開始日から起算して、連続14日(中小企業は連続5日)を 経過する日の翌日から2か月以内

### 【申請先・問い合わせ先】

新潟労働局雇用環境·均等室

〒9950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 TEL: 025-288-3528 新潟労働局ホームページアドレス http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

### ◆生産性要件とは◆

生産性を向上させた企業が雇用関係助成金を利用する際、助成額が増額加算される制度です。

- (1)助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、3年前と比べて6%以上伸びていること
- (2)「生産性」の計算式 営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃貸料+租税公課

生産性=

雇用保険被保険者数

## 新潟県

## イクメン応援宣言企業 (※) 向け 男性の育児休業取得促進助成金

#### <助成額>

- ○育児休業取得1回につき、事業主及び労働者に各5万円
- <交付条件>
- □イクメン応援宣言企業として県に登録されていること
- □「男性育児休業等応援宣言文」で連続14日以上の育児休業取得の推奨を明記していること
- □就業規則等による育児休業制度を整備していること
- □県内事業所勤務の男性労働者に出生後8週間以内に開始する 連続14日以上の育児休業を取得させ、復帰後1か月以上雇用 継続していること
- □「育児休業に関する体験記」を県に提出していること

### <対象・申請期間>

- ●平成29年4月1日~平成30年2月28日の間に育児休業から復帰したケースが対象
- ●対象となる労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日から 1か月以内、又は、申請可能期間開始日の属する年度の3月31 日のうち、いずれか早い時期までに申請が必要
  - (※) イクメン応援宣言企業とは:

### 【申請先・問い合わせ先】

**★ 新潟県産業労働観光部労政雇用課** 

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL: 025-280-5260

イクメン助成金 新潟県

検索

# 柏崎市

### 男性の育児休業取得促進事業奨励金

### <助成額>

○連続5日以上育児休業を取得した男性従業員

1日5千円(上限10万円)

○上記従業員を雇用する事業主

(各年度に1回、合計3回) 20万円

### く支給要件>

- □柏崎市内に本社又は事務所があり、常時雇用する労働者が300 人以下の中小企業等であること
- □雇用保険の適用事業主で、就業規則等に育児休業制度を整備
- □ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進事業)に登録しているか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、(労働局に)届出をしていること
- □男性従業員の住所が市内であること
- □男性従業員の勤務地が市内であること (勤務地が市外でも本社が市内にあれば対象)
- □養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、勤務を要しない日を 除いて連続5日以上の育児休業を取得し、原職に復帰していること
- □男性従業員と事業主は市が行う男性の育児休業取得を促進する ための広報・啓発などに協力できること
- □男性従業員も事業主も市税を滞納していないこと 【申請先・問い合わせ先】

### ★**柏崎市市民生活部人権啓発・男女共同参画室** 〒*945-8511* 柏崎市中央町5番50号

本館 3 階 TEL 0257-20-7605

柏崎市ホームページ

https://www.city.kashiwazaki.lg.jp

